

# やめよ! 徳山ダム

徳山ダム建設中止を求める会通信

No. 27 (99.9.1)

事務局 TEL/FAX 0584-78-4119

大垣市田町1-20-1 近藤方

## 公団が「立会依頼」・・強制収用手続き具体化へ

公団は8月9日付けで、共有トラスト地権者にあて土地収用法に基づく土地調査及び物件調査のための「立入通知」、及び「立会依頼」を送付してきました。公団は、私たちトラスト地権者が要求する説明もしようとせず、先に強制収用ありき、の対応を行っています。トラスト地の現況は集落があった時期とは大きく違っており、もともとの境界を確定するのは不可能なはずです。本来のあるべき手続きをも無視して着工への突き進む公団への抗議と地権者としての主張を行うために、9月15日に緊急現地集会を行います。遠方であり、不便なところでもあります、多くの方のご参加をお願いします。総括集会だけのご参加も歓迎します。

## 徳山ダム強制収用手続き抗議 9月15日(水・祭) 共有者による緊急現地集会

### (1) トラスト地での現地集会

大垣駅北口：10時20分出発

揖斐川総合庁舎前：11時出発

徳山・本郷共有地：12時30分集合

### (2) 総括・報告集会

大垣市・中川ふれあいセンター・大会議室：17時から18時

水資源開発公団は、地権者に対して必要最低限の説明もしようとしないまま、徳山の私たちのトラストの土地への強制収用手続きに入りました。

9月13日と15日に「土地調書作成のための立会い」を一方向的に依頼してきています。私たちはすでに、強制収用の前提となる事業認定（「公共事業である」という認定）が不当であると提訴しています。この司法判断を待つことなく、また「工事を止めて調査をする必要がある」という徳山ダムワシタカ類研究会委員の意見を強権的に退けて、強制収用－本体工事強行をもくろむ公団への抗議をこめて、緊急現地集会を行います。

もちろん、共有トラスト参加者でない方も歓迎します。

☆ (1)に参加可能な方は事務局までお知らせ下さい。特に、大垣駅北口から出発の方は車に分乗する手配が必要なので、早めにお知らせ下さい。

事務局：0584-78-4119 (TEL/FAX)

☆ 昼食時間をとっていません。おにぎりなどの簡便な食事を各自ご用意下さい。

# 8月18日 徳山ダム裁判 第2回口頭弁論

8月18日、徳山ダム裁判の第2回口頭弁論が開かれました。

行政訴訟（事業認定取消訴訟）で出された被告建設大臣からの第一準備書面は、答弁書の予告通り「徳山ダムの公共性」を全面展開しています。しかし内容に目新しいものはありません。建設省側は「利水か治水か発電か濁水対策か、何かしら役に立つ＝利益がある。一方、失われる利益－自然環境などーは大きくはない。だからダム作る意味はある」と大括りにし、主に治水面で押そうとしています。しかし私たちは、同時進行で、住民訴訟を起こし（岐阜県の違法支出）、漠然と「役に立ちそうだから」では済まないように、枠組みを設定しています。裁判で「勝算」を口にできるのも、わずかではあっても土地の権利取得ができたからです。これまで多くの裁判は、「原告不適格」などでの門前払いでした。これだけ大きいダム（公共事業）で、土俵を事業の中身に設定できたものは初めてかもしれません。

徳山ダム裁判が歴史的な裁判になることは間違いありません。

## 裁判日程

- 10月20日（水）
- 12月22日（水）
- 来年3月1日（水）
- いずれも岐阜地裁で
- 13時30分から。

8/19

朝日新聞

今後の訴訟の進め方については、「治水効果があるのか、水需要の見通しは確かなのかなど、『事実』の問題を取り上げ、判断過程を丁寧に検証すれば勝てる」との見通しを示した。

徳山ダム（勝橋村）の建設に反対する市民グループが、国や県などを相手取って起こした二つの裁判の第二回口頭弁論が18日あり、原告側は終了後、岐阜市内で記者会見した。「公共の利益がある」と、漠然とダムの必要性を説く国に対し、原告側は「治水の効果があるのか」「水需要の見積もりは確かなのか」など、国がダムを必要とする判断過程を細かく検証すれば、「勝てる」と自信をのぞかせた。

裁判は、建設相が土地の強制取用に向けた事業認定をしたことでの取り消しを求めた行政訴訟と、県が水資源開発公団に支払っている同ダムの工業用水の負担金が必要根拠のない違法なものだとして、返還や支出差し止めを求めた住民訴訟の二つ。

今回、行政訴訟で国は「ダムは洪水調節、濁水を防ぐための流水の維持、新規利水や発電を目的としている。自然環境や埋蔵文化財など失われる面もあるが、得られる公共の利益の方が優越している」と主張。県弁護士会館で記者会見した原告側の批判は、この点に集中した。

原告代理人の籠橋隆明弁護士は「判断基準もないのに、どうやって自然の価値と利水の価値を比べるのか。国は『公益』という価値観の問題にして、司法がむやみに口を挟むべきでない」と主張し、大きくばで抽象的な議論を進めようとしている」と分析。

さらに、「準備書面では、治水や維持流量の問題には具体的に触れているが、利水となると、将来ハイテク産業が発展するとか、中部国際空港ができる」といった不確定な話になっている」と指摘した。

徳山ダム訴訟 第2回口頭弁論 原告側が自信示す

# 「必要性検証で勝算」

## 楽しく徳山村キャンプ

8月21日-22日、門入で恒例の「徳山村キャンプ」を行いました（22名参加）。門入に今も暮らす広瀬司夫妻もお招きして、楽しいバーベキューパーティーを行いました。



原告会費未納の方、  
よろしくお願ひします。

シワムダム山徳  
研究会カ力タ

# 委員3人が辞任

## 工事中断受け入れられず



徳山ダムワシタカ類研究会委員を辞任刷る遺稿を明らかにした日本野鳥の会県支部の大塚之稔支部長④、福井強志支部事務局長⑤、沢島武徳支部監事⑥＝県庁で

のクマタカの繁殖状況を把握するため、工事エリアで確認された八つがい以外の調査を、三年間実施するという新たな対応策を明らかにした。辞任した三人の委員にもこの方針を伝えていた。

市川総括は「クマタカの営巣には、調査、地元の人、森林伐採、住民が移転したことになる。将来的な影響があると思う。工事だけではない」と強調した。

また、同研究会を今後も存続させ、委員には新たな人選を進めるとした。公団側は「地元の地理に詳しい人も必要で、できれば（辞任した委員に）後継者について相談をしたい」としている。

水資源開発公団が揖斐郡藤橋村で進めている徳山ダム建設事業で、同公団が猛きん類の保護対策について助言を求めている「徳山ダムワシタカ類研究会」（座長・阿部学新潟大農学部教授）の委員四人のうち三人が三日、「猛きん類の調査のため工事中断を公団に求めたが、受け入れられなかった」として委員を辞任した。

【関連記事3、25面に】同研究会は阿部座長と、大塚之稔日本野鳥の会県支部長ら鳥類の専門研究者四人で構成されていた。工事中断を求めて辞任したのは、阿部座長を除いた三人の委員。辞任した委員らはクマタカの繁殖率低下の原因を究明するために、工事を全面中止し、自然の

ままの状態で、二、三年かけて生態調査を行うことや建設予定地周辺の森林伐採を取りやめるよう公団側に求めている。

一方、委員の辞任について公団は同日、県庁で記者会見し、「研究会は発足時から、工事を進めながら調査を継続するという姿勢だった。流域住民からの強い建設要望もあり、工事中断はできない」と説明した。

欠員となった委員は新たに選任し、研究会の活動は継続させるという方針を明らかにした。

1999年(平成11年)8月4日(水曜日)

### 徳山ダムワシタカ類研究会 3委員が辞任

# 「全面中断し調査対策不可欠」

## 公団側は真っ向から見解対立 継続強調

「事業を全面中断して調査しないと、最良の保全策はできない。基本的な考えは変えられない」。三日、県庁で記者会見した徳山ダムワシタカ類研究会委員の大塚之稔、福井強志、沢島武徳の三氏は、辞任にいたった経緯を説明した。また、この後に会見した水資源開発公団中部支社の市川宏武特定事業グループ総括は「（徳山ダム建設工事の）全面中断は考えていない」と強調。両者の見解は真っ向から対立する格好となった。

これまで公団側は、クマタカ、イヌワシの保護について、同研究会の専門家から指導、助言をよりどころとして来ただけに、今秋とされる本体普工を前に、苦しい対応を迫られることになった。

大塚氏は、「公団がこれまで、提言を受けて、多大な努力をしてくれたことには感謝する」と、これまで調査や対応には一定の評価を示した。その上で、「いくつかの中断ではなく、事業を全面中断し調査が十分ではなかったのでは

「公団側は、最良の保全策はできない」との責任も感じていると、大塚氏は「工事を続けながらも、工事を続けながらやっていくことが研究会の前提で、全面中断は考えていない」とし、あくまで平成十九年度の完成を目指す姿勢を示した。

その上で、自然な状態で

岐阜新聞 (8/4)

中日新聞岐阜版

# ダム「建設促進決議をしないで」

## 徳山ダム 反対住民ら 全大垣市議に要請文書

徳山ダムの建設に反対し、建設促進の決議をしないよう求める住民団体「徳山ダム建設中止を求める会」(上田武夫代表)は二十八日付で、大垣市議三十二人全員に、九月議会で徳山ダムの建設促進の決議をしないよう求める文書を郵送した。梶原拓知事は二十四日、「求める会」は梶原知事の発言を受けて文書を郵送した。それによると、徳山ダム

### 徳山ダム未買収地 次回審理で結審

水資源開発公団が岐阜県藤橋村で建設中の徳山ダム予定地内にある未買収地の強制収用問題で、岐阜県収用委員会の第三回審理が十九日、岐阜市内で開かれ、審理を九月二十八日の次回審理で結審させることを決めた。収用委は結審後、権利補償額や地権者の権利消滅の時期などについて裁決を下す。

審理の対象は、約六分の共有地。地権者百五十人のうち男性一人が買収に感じている。この日の審理では、男性が提出した意見書に公団側が反論。土地の境界や残地補償、立ち木

8/20 中日新聞

8/28 朝日新聞

### 徳山ダムは 175億円要求

水資源開発公団は二十六日、来年度の概算要求で、完成すれば国内最大となる岐阜県藤橋村の徳山ダムについて、百七十五億円を要求すると発表した。今年度と比べた伸び率は二・四％で、満額認められれば、同ダムの当初予算としては過去最高となる。

の取得補償など、双方の主張が食い違う点を確認した。その上で、収用委の端元博保会長は「次回審理で結審したい」と述べ、地権者と公団双方の了解を得た。建設予定地内には、この

ほか約五十分の未買収地があり、公団は今後、任意での買収交渉が成立しなかった場合、ダム反対派がトラスト運動を展開している土地を含めて、県収用委に順番に裁決申請する予定にしている。

五市町が建設促進決議をしないことを批判した。「求める会」は梶原知事の発言を受けて文書を郵送した。それによると、徳山ダム

が完成すれば、西濃地方の飲み水は「おいしくて安い」とされる地下水から掛斐川の表流水に水源転換することが求められていることを指摘し、「大垣市民の知らないところで外堀は埋められつつあります」としている。効果が強調されている治水面については、「徳山ダムに頼る洪水対策は危ない」として、ダム建設よりも掛斐川堤防の改修の促進を求めている。

イヌワシやクマカガが生息している問題では「一人が将来にわたって健康に暮らしていくためにこそ、生態系の保全が必要なのです」としている。

### スケジュール (当会と直接のかかわりのないものも含まれます)

- 9月3日(金) 運営委員会 18時30分～ 事務局
- 9月4日(土) 「阿寺溪谷を愛する下流市民の会」結成集会 13時30分～16時 愛知県中小企業センター・第2会議室
- 9月11日(土) 「長良川河口堰住民訴訟・愛知 原告団発足1周年集会」 13時30分～16時30分 名古屋市公会堂・第6集会室
- 9月15日(水) 強制収用手続き抗議・緊急現地集会 (1ページ参照)
- 9月25日・26日 水源開発問題全国連絡会総会/川辺川ダム全国集会 熊本県人吉市
- 9月28日(火) 岐阜県収用委員会 10時30分～ 岐阜県シンクタンク庁舎
- 9月29日(水) 長良川河口堰住民訴訟第6回裁判 10時30分～ 名古屋地裁
- 9月30日(木) 藤橋村浄輪寺裁判(被告・島中氏への尋問) 10時30分～ 岐阜地裁
- 10月6日(水) 広瀬司さんへの明渡請求裁判控訴審 13時～ 名古屋高裁

「やめよ！徳山ダム」徳山ダム建設中止を求める会通信 編集責任：近藤ゆり子

事務局 大垣市田町1-20-1 TEL/FAX 0584-78-4119  
 郵便振替：00800-7-31632 Email: tokuyama@geocities.co.jp  
 URL: http://www.geocities.co.jp/WallStreet/1214/



# ム山周 グマタカつがい生息 クマタカつがい生息 営巣活動は確認されず

藤橋村で徳山ダムを建設している水資源開発公団は三十日、ダムサイト周辺にクマタカつがいが生息していることが分かったと発表した。このつがいは営巣活動をしておらず、公団

中部支社は「木体工事で影響は与えないと考えている」としている。ダムの水没予定地周辺では、同公団のこれまでの調査で、イヌワシ一つがいてクマタカつがいも確認されているが、公団は「木体工事で影響は与えないと考えている」としている。

クマタカつがいは、公団が初めて確認してきた。公団は一九九七年から樹木に約百八十個の巣箱をかけて調べた結果、水没予定地を含む七、八个の巣箱から、わらなどを細かくちぎって作ったヤマネ特有の巣作りの跡があった。ヤマネは樹上で生活する小ほ乳類で日本の特産種。本州から九州にかけて山地の森林に分布する。尾に長い毛が密生しているため、リスに似ているが、四肢は短く、体長七、八センチ、尾の長さは五センチ前後。体色は黄褐色で頭から尾の付け根にかけて、黒いすじがある。果実や昆虫などを食べ、十一月から三月ごろに冬眠する。

県庁でこの日会見した同公団中部支社の市川宏武建設部次長は「木体工事の支障とはならない。来以降、新たに営巣活動が確認された場合には、工事中断もありうる」と話した。

クマタカの行動圏は、谷筋に沿って半径十数キロの範囲といわれ、このつがいの行動圏とダムサイトがどう重なるのかなど、公団はさらに調査を続けている。

## 徳山ダム 水没予定地にヤマネ 公団、保護策などを検討

水資源開発公団が岐阜県藤橋村に建設している徳山ダムの水没予定地に、環境庁のレッドデータブックで「準絶滅危ぐ種」に指定されているけつ歯目ヤマネ科のほ乳類ヤマネが生息していることが、公団の調査で二十日までに確認された。公団はヤマネを人工的に水没予定地外の山に誘導する保護策などを検討している。

ヤマネが開発予定地周辺にいたが、水没する森の中での生息が初めて確認された。公団は一九九七年から樹木に約百八十個の巣箱をかけて調べた結果、水没予定地を含む七、八个の巣箱から、わらなどを細かくちぎって作ったヤマネ特有の巣作りの跡があった。ヤマネは樹上で生活する小ほ乳類で日本の特産種。本州から九州にかけて山地の森林に分布する。尾に長い毛が密生しているため、リスに似ているが、四肢は短く、体長七、八センチ、尾の長さは五センチ前後。体色は黄褐色で頭から尾の付け根にかけて、黒いすじがある。果実や昆虫などを食べ、十一月から三月ごろに冬眠する。

← 8/1 中日  
↓ 8/30 毎日

### 水資源公団批判の声明発表

徳山ダム建設中止を求める会  
揖斐郡藤橋村の徳山ダム建設事業で、水没予定地の共有地トラスト運動を続ける市民グループ「徳山ダム建設中止を求めると」（上田武夫代表）は十一日、事業者の水資源開発公団から土地収用法に基づく立ち入り通知書と立ち会いを依頼する文書が届いたことに関連し、公団側を批判する声明を発表した。

同会のメンバー百十六人が共有する土地について、公団は先月上旬、土地収用法に基づく手続き開始を梶原拓知事に申し立てしている。

声明は、公団が共有地トラスト参加者への文書（立ち会い依頼、立ち入り通知書）を送付するなど、「強制収用に向けての準備を着々と行っている」と指摘。三日に「徳山ダムワシタカ類研究会」の委員三人が工事の中止要望が受け入れられなかったために辞職したことに触れ、「三人の助言を切っ捨て、本格着工を急ごうとする公団の姿勢に怒りを覚える」となど批判している。

### 猛きん類の調査開示請求

日本自然保護協会 徳山ダム開発で公団に保護協会  
日本自然保護協会（本部・東京都）は、岐阜県藤橋村の徳山ダム水没予定地周辺で水資源開発公団が行ったイヌワシ、クマタカなど大型猛きん類の生態調査のデータを開示するよう同公団に申し入れていることを29日明らかにした。同協会は開示されたデータを分析し、9月にも見解をまとめる。公団は1996年から、ダム予定地とその周辺で大規模猛きん類の分布やつがいの行動圏を把握するための調査を実施。これまでに水没予定地でイヌワシ一つがいて、クマタカ八つがいを確認したが、詳細に公表していない。

協会の横山隆一総務部長は「3年間の調査でデータは十分そろっているはずだが、恣意的にデータを解析していないか点検する必要があります。専門家もからんでおらず、ミスがある可能性もある」と述べた。



### 鴉情

「この水はますます飲めないねえ。麦わら帽子の下で日焼け顔をしわくちゃにして、老人は笑った。」

「このことは、徳山ダム建設に伴って旧徳山村村民が集団移転した本巣町の文殊団地。老人も移転組の一人で、今年で八十歳を迎えるが、「水は慣れ親しんだ徳山の一番」

## 再移転に思いは複雑

と、故郷へ水をくみに行く毎日だという。集団移転は一九八四年から始まった。十五年が過ぎた今、文殊団地の住民は地盤沈下という新たな問題に悩んでいる。ダム建設を進めている水資源開発公団と再移転を希望する一部住民の間で、昨年から交渉が続いているが、再移転先の住環境を巡り折り合いがつかない。

住民たちが再移転先に求めているのは、文殊団地並みの道路幅や緑地面積。外部の人から見れば「ささいな」条件かもしれない。しかし、公共の利益の犠牲となって住み慣れた土地を離れた彼らにすれば、「移転を二度も強いられる上に、さきやかな望みすらかなえられないのか」との思いは当然とも言える。

老人の旧徳山村の故郷と文殊団地は、直線距離で三十キロ。文殊団地も市街地とは言いがた、水はさほどまずくないが、老人の話聞いているうち

「この水は飲めない。しかし、公共の利益の犠牲となって住み慣れた土地を離れた彼らにすれば、「移転を二度も強いられる上に、さきやかな望みすらかなえられないのか」との思いは当然とも言える。」

（岐阜総局 D・K）